

大阪府監査委員告示第13号

平成19年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年5月23日

大阪府監査委員	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	大島	章
同	中村	哲之助
同	磯部	洋

（通知文）

財第1117号
平成20年4月9日

大阪府監査委員	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様
同	大島	章	様
同	中村	哲之助	様

大阪府知事 橋下 徹

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<駐車場賃料の改定について>

- 1 監査対象機関
泉佐野保健所
- 2 指摘事項
歳出関係

駐車場として借りている土地の賃料について、賃貸借契約書に固定資産税課税標準額を基礎として算出することが定められていたが、毎年度当該課税標準額が地下の下落に対応して見直されているにもかかわらず、契約締結以来賃料の改定交渉を行っていないものがあった。

3 措置の状況

土地所有者と賃借料について協議した結果、定額としていた契約を見直し、土地価格に応じた賃借料が毎年度決定されるようその算定方法、支払い方法等について明確に定めた変更契約を締結することとしました。

<旅費の支給事務について>

1 監査対象機関

砂川厚生福祉センター

2 指摘事項

庶務諸給与関係

管外旅費の支給事務について、研修施設に低料金で宿泊したにもかかわらず、誤って規定の宿泊料を調整して支給したため、過払いとなっているものがあつた。

3 措置の状況

指摘のあつた事項については、速やかに過払いとなつた管外旅費の宿泊料の再計算を行い、過払い分を本人から納付させました。

また、類似のケースを再点検したところ、同様に過払いしていたものが1件ありましたので、本人から納付させました。

なお、所内の課長会議において、管外旅費の支給については、宿泊料は勿論のこと運賃についても調整の計算及び審査において一層厳正な事務執行に努めるよう注意喚起を行いました。

<決裁遅延等について>

1 監査対象機関

池田土木事務所

2 指摘事項

歳出関係

事業実施に係る講師謝礼について、事業実施までに経費支出伺の起案・決裁が行われておらず、また、源泉徴収もなされていないものがあつた。

3 措置の状況

指摘のあつた事項については、グループ長会議で報告するとともに、担当グループへの指導など、所属内に周知徹底を図りました。

また、講師謝礼に係る源泉徴収額の未収については、下記のとおり速やかに、戻入処理を行いました。

今後、経費支出事務については内容の確認を十分に行い、再発の防止と適正な会計処理に努めます。

(戻入処理)

・戻入金額 1,700円

・戻入完了日 平成20年1月23日

<現金等の管理事務について>

1 監査対象機関

枚方土木事務所

2 指摘事項

事務関係

現金等の管理事務において、預金通帳が所管事務所で管理されていないものがあった。

3 措置の状況

指摘のあった預金通帳については、府において、下記のとおり、速やかに解約及び収入処理を行いました。

今後も、現金等の管理について、適正な事務の執行に努めます。

(解約処理)

・解約日 平成20年2月21日

(収入処理)

・収入金額 347円

・収入完了日 平成20年2月29日

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

北部水道事業所

2 指摘事項

支出関係

光熱水費等の使用に係る経費支出手続において、業務実施期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあった。

3 措置の状況

今後、このような事態が生じないように、関係法令等を遵守し、適正な事務執行を行うよう職員に対し注意喚起を行いました。今後とも、適正な会計事務の執行に努めます。